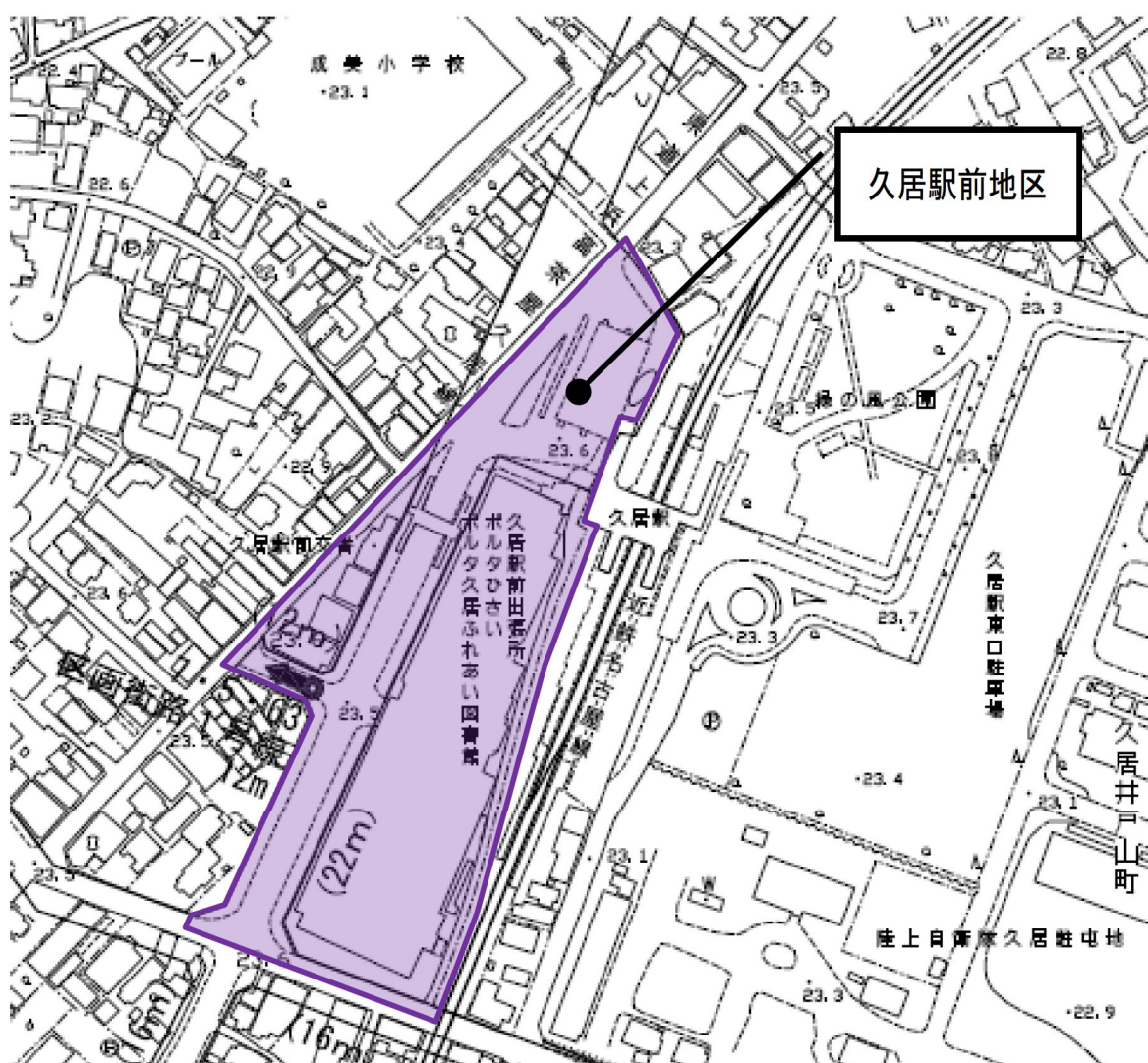




地区名称	面積 (ha)	容積率 の限度	建ぺい率 の限度	建築物の建築面積 の最低限度	壁面の位置 の制限	計画決定年月日
津駅前 南部地区	約0.5	最高 60/10 最低 20/10	8/10	200㎡以上	-	当初 昭和46年 3月27日 市告示第16号 変更 昭和51年11月 1日
津駅前 北部A地区	約0.7	最高 70/10 最低 20/10	7/10	200㎡以上	道路に接する部分にお ける、建築物の外壁又 はこれに代わる柱の面 から敷地の境界線まで の距離は2m以上とす る。	市告示第69号 変更 平成 4年 3月13日
津駅前 北部B地区	約1.5	最高 35/10 最低 20/10	7/10	200㎡以上		市告示第28号 変更 平成12年 2月14日 市告示第35号
久居駅前 地区	約2.0	最高 40/10 最低 10/10	8/10	150㎡以上	市道寺町新町線の道 路境界線から2m以上	当初 平成元年 1月20日 久居市告示第 2号 変更 平成 9年 7月22日 久居市告示第33号

詳しくは都市政策課都市整備・新都心軸担当までお問い合わせください。
電話番号：059-229-3183